平成２４年（フ）第３８０号
熊本市南区砂原町1085番地
債務者　明石　美子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８４号
熊本県菊池市泗水町福本1060番地２　福本団地１棟302号
債務者　森　　大介
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８６号
熊本市中央区練兵町28番地　Ａ―605号ハイムサンシャイン
債務者　中島　洋一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２００号
青森市大字羽白字沢田549番地４　コーポ羽白101号
債務者　川村　和子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
青森市浪岡大字吉野田字木戸口13番地３
債務者　長利　富幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２８２２号
名古屋市千種区東山元町６丁目６番　マンション明和301号、住民票上の住所名古屋市緑区乗鞍２丁目1201番地
債務者　奥村　桂子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井21番地５
債務者　太田　亨子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第３６２号
熊本市西区島崎６丁目３番19号　ふじコーポⅡ202
債務者　山下　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１号
山口県柳井市柳井1314番地
債務者　古磯惠津子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１０３号
札幌市東区東苗穂12条３丁目８番20号　ハイセレール２号館201号
債務者　小針　幸喜
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３２号
札幌市北区新琴似12条10丁目２番11号
債務者　川渕　宏二
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５０号
札幌市北区北23条西８丁目１番30―203号
債務者　高田　美穂（旧姓椿谷）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６４号
札幌市北区新琴似６条８丁目８番18号
債務者　千葉　弘美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１５号
札幌市西区八軒９条西５丁目３番13号
債務者　吉田　雅俊
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１６号
札幌市西区八軒９条西５丁目３番13号
債務者　吉田　理惠
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５３号
札幌市白石区川下１条６丁目１番36号　右
債務者　川股　和則
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２１号
札幌市西区発寒３条２丁目６番10号
債務者　佐藤勢津子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部